

災害見舞内規

2005年4月1日実施

第1条 この内規は、島根建連の組合員が、天災地変により受けた被害につき、島根県内の仲間の連帯による見舞金を贈るために設ける。

第2条 ここでいう天災地変の被害とは、地震・大火・大雨などで災害救助法の適用を受けた地域における被害、または災害救助法の発動された天災地変と、それに準ずる災害（一般災害）によって受けた被害をいう。

第3条 天災地変による被害については、確認でき次第、次による見舞金を所属支部を通じ組合員（組合員死亡の場合は配偶者等葬儀執行者）に支給する。

一、死亡

組合員の場合 5万円

家族の場合（同居） 3万円

二、居住する家屋

全焼・全壊・全流失 3万円

半焼・半壊 2万円

床上浸水および半焼・半壊に準ずる一部破損のもの
1万円

第4条 この資金は原則として年間600万円を限度として建連会計でまかなう。

第5条 この内規は改廃および運営についての必要な事項は支部代表者会議及び支部組合会で行う。

第6条 この内規は、2005年4月1日より実施する。

【届出様式（A4版）】

島根建連 災害見舞申請書

年 月 日 受付

支部名	⑩	天災・地変の名称	
		被災年月日	年 月 日

※太枠内を記入すること。

※被災内容には死亡の場合には本人・家族の別を、居住家屋の場合は全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水、半焼・半壊に準ずる破損の別を記入すること。

被災者名	年齢	住所	被災内容		見舞金額	確認
			死亡	居住家屋		

※罹災証明書（原本）、現場写真（破損箇所部分等撮影）を添付してご提出ください。

島根建連 災害見舞申請書

年 月 日 受付

支部名	⑩	天災・地変の名称	
		被災年月日	年 月 日

※太枠内を記入すること。

※被災内容には死亡の場合には本人・家族の別を、居住家屋の場合は全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水、半焼・半壊に準ずる破損の別を記入すること。

被災者名		年齢	住所	被災内容		見舞金額	確認
				死亡	居住家屋		
(例1) 建築太郎	本人	50	松江市北田町 96-7		一部破損		
(例2) 建築花子	家族	75	松江市北田町 96-7	死亡			

※罹災証明書（原本）、現場写真（破損箇所部分等撮影）を添付してご提出ください。